三　連結総自己資本比率二パーセント以上四パーセント未満			
五　一部の営業所における業務の縮小			
六　本店を除く一部の営業所の廃止			
七　子会社等の業務の縮小			
八　子会社等の株式又は持分の処分			
九　法第十条第二項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法その他の法律により銀行が営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止			
十　その他金融庁長官が必要と認める措置			

国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国内基準に係る連結自己資本比率	第二区分の二	第三区分
一　連結普通株式等Tier1比率　〇パーセント以上一・一三パーセント未満	〇パーセント以上一パーセント未満		
二　連結Tier1比率　〇パーセント以上一・五パーセント未満			
三　連結総自己資本比率　〇パーセント以上二パーセント未満			

国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	国内基準に係る連結自己資本比率	業務の全部又は一部の停止の命令
一　連結普通株式等Tier1比率　〇パーセント未満	〇パーセント未満	
二　連結Tier1比率　〇パーセント未満		
三　連結総自己資本比率　〇パーセント未満		

第一条第七項中「得られる比率」の下に「をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率」を加え、同条第八項中「得られる比率」の下に「をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率」を加える。

第三条第一項の表を次のように改める。

自己資本の充実の状況に係る区分		命令	非対象区分	第一区分
海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等	国内基準に係る連結自己資本比率　四パーセント以上	銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率　四・五パーセント以上 二　連結Tier1比率　六パーセント以上 三　連結総自己資本比率　八パーセント以上	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一　連結普通株式等Tier1比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 二　連結Tier1比率　三パーセント以上六パーセント未満 三　連結総自己資本比率　四パーセント以上八パーセント未満
海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等	国内基準に係る連結自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満			